

明治時代について—（東）アジアの関係を視野に入れて— I

藤田昌志

关于明治时代-从“把与东亚的关系包括在内”的视角出发- I

FUJITA Masashi

【摘要】

日本通过明治维新走上国际舞台。它放弃了“攘夷”却加强了“尊皇”。日本有必要在形而上和形而下两个方面上改革社会,然而这不是轻而易举所能办得到的。新时代大幕拉开了,虽然日本社会里依然残留着旧的事物,但新生事物从欧洲也流入日本。对日本来说,选择取舍欧洲什么样的事物,是最重要的事情。日本在明治时代里怎样对待欧洲和东亚,是一个值得探讨的课题。在这里,我们将以“把与东亚的关系包括在内”的视角,对明治时代的日本进行考察。

キーワード: (万国)公法, 日米和親条約, 冊封=朝貢関係, 日清修好条規, 台湾出兵

一、序

日本は明治維新によって世界の中へ入っていった。しかし現実には形而下の改革とともに形而上の変革も行わなければならず、ことはさほど簡単ではなかった。旧来の事物はハード面、ソフト面両面で残存していた。そのどれを捨て、西洋の新しいどれを取るかの決定は喫緊^{きつぱん}の課題であった。隣国、中国や朝鮮では儒教思想が深く根付いていた。攘夷思想が強く、西洋化に切り替えるのは容易ではなかった。しかし、日本では尊皇攘夷は尊皇のみを残して開国へ方向を変える。日本人は世界の大勢を敏感に察知し、今までの攘夷を捨て開国し、西洋の文物を学ぶ道を選ぶ。それはスムーズに行われたわけではないが、中国、朝鮮に比べ儒教は浸透しておらず、日本人の現実主義もその道を選ぶことを容易にした。もともと何の抵抗もなく真逆^{まぎやく}の方向転換が行われたのでなかったことも事実である。明治5年頃までは攘夷が主流で、開国主義者の横井小楠は攘夷派の刃^{やいば}にかかって殺されている。

二、明治時代について—（東）アジアの関係を視野に入れて—



横井小楠殉節地



下御霊神社

筆者撮影 (2012.6.2(土))

京都市中京区寺町通り丸太町下がる 処 (東側) に下御霊神社がある。怨霊信仰と関係が深い神社である。日本人は古来、非業の死を遂げた人にもパワーがあると思い、信仰の対象としてきた。鎮魂と現世利益が交錯して信仰となる。そのやや北に「横井小楠殉節地」と書かれた石碑 (高さ 120×幅 19×奥行き 19cm の石柱) がある。私は散歩や買い物の道すがらそこを通るとき、往時を想像し、いつも慄然たる思いにとらわれる。小楠の首をとったのは津下四郎左衛門という者で、後に森鷗外が「津下四郎左衛門」という作品を書いている。鷗外の弟と同級生 (大学) の津下鹿太が鷗外を訪ねた際、自分が四郎左衛門の子であることを告げ、調べ得た父の事蹟を鷗外に話した。それが縁で鷗外は短編を書くことになったと言う⁽¹⁾。

津下四郎左衛門は「黒船」の噂を聞きながら成長した。人々は当時、誰それは正義の人=尊皇攘夷の人、誰それは因循の人=佐幕開国の人と言いつつあったと言う。攘夷は中国の儒教思想の影響によって夷狄、撃つべしという考えである。尊王攘夷は激しい排外的ナショナリズムである。輿論では当時、正義とは尊皇攘夷、因循とは佐幕開国のことを指した。津下は子供心に「早く大きくなって正義の人になりたい」と願った。やがて撃剣を学び、美事な腕前を持つ青年に成長する。津下が横井を暗殺したとき、若干 22 歳になったばかりであった⁽²⁾。横井小楠は学者で西洋の優れていることを知悉していた。ワシントンに礼賛し共和政治の価値を認め、日本の神儒仏が振るわないのを嘆き、ヨーロッパではキリスト教が人心を統一していると人々に語った。それが災いして、当時の人々は天皇を廃し、日本を外国に売るものと思った。津下が小楠を同志とともに暗殺したのは、1869 年 (明治 2) 12 月初旬の午後である。鷗外はこの短編に自分の考えを付加しない旨をことわり、津下鹿

太の話をほとんどそのまま記し、実録仕立てにした。

津下四郎左衛門に横井小楠を殺さしめたのは、当時の輿論である。そしてこの悲劇の根底には「知恵と無智の衝突」が潜んでいる。更に言うなら、二人の悲劇は智者横井の智慧と世界の情勢に対して暗愚であるが、気節を重んじる、若く貧しい憂国の津下の愚昧との矛盾がそれを惹起したと識者は言う⁽³⁾。この矛盾衝突が佐久間象山を殺し、小楠を殺し、大久保利通を、更に森有^{ありのり}礼を殺すに至る。

しかし、小楠の暗殺の後、三、四年の間に全く逆の状況が出現する。明治 5、6 年になると、因循とされるものが開国から鎖国に変化し、輿論は文明開化を礼賛するようになる。そこには大きな価値の転換がある。いや、真逆の価値転換がある。

この点に関連して、大正デモクラシーの旗手として知られる吉野作造が「我国近代史に於ける政治意識の発生」⁽⁴⁾という論文を書いている。日本人の政治意識がどのようにして旧来の者から新しいものへ変化したかを論じたもので、吉野は旧と新を断絶で見ない。旧と新の間を連続で見ている。

尊皇攘夷の旗をかざして倒幕を果たした新政府は、かつて政治的手段とはいえ自らもその一翼を担った排外的攘夷熱を今度は押さえる立場に転じ、開国和親の新しい道を進むことになる。その方向転換に際して、政府が大いに頼りとしたものが西洋の「万国公法」であった。国際社会を支配する普遍的規範としての「万国公法」の存在は、西洋世界もまた「天地の公道」の支配するところであるという認識に人々を導いていった⁽⁵⁾。吉野は先の論文で「万国公法」について次のように述べている。

当時、公道公法等の文字は区別されずに使はれた。「公道」と云つても「公法」と云つても同じものを意味するのである。而して「公法」は云ふまでもなく本来は

「万国公法」のことなので、政府がこの文字を引ツ張り出したのも固よりこの意味であつたのだらう。けれども世間では斯くは取らなかつた。人間交際の道といふ位に理解したのであつた。法律と道德の区別もまだはつきりして居ない所から、漫然と古来云ひ伝への「先王の道」に代るもの位に考へたらしい⁽⁶⁾。

「夷狄」にも「先王の道」に匹敵する、いや新時代にふさわしい普遍的なるもの、普遍

性を持つ道がある。それこそが西洋の「万国公法」である、と言うわけである。吉野は更に詳しく次のように述べている。「我々は外人を夷狄禽獣と思つてゐた、だから之等の者と

交るのを快しとしなかつたのだ、然るによく聞いてみると、彼等にも宇内の公義の理解が

あると云ふ、而して我々^{むか}に對つては天地の公道を以て交らうと云うて居るさうだ、然らば

我々も亦彼等を待つにその所謂公法を以てすべきではないか、^{いむゆる、}猥りに之を排斥するは古来の仁義の道に背くのみならず、又恐らくは彼等の侮りを受くることにもならう」と云ふのである」^{みだ}(7)。こうして盛んに「公道」を振り回しては対外関係における政府の新態度を弁

疏(=弁解)し、その結果、明治初年には「公法」だの「公論」だのと云う文字が「文明開化」や「自主自由」などの文字とともに大変な流行を見て、猫も杓子もこれを使って得意がるという有様であった⁽⁸⁾と言う。これが「因循」が「開国」から「鎖国」に変化し、西洋化が礼賛されるようになった経緯である。普遍的価値としての(中国流の)「先王の道」は「万国公法」に取って代われ、同様の意味の「公法」「公論」「公道」という文字が「文明開化」や「自主自由」という文字とともに大変な流行を見るようになったことから「鎖国」観念を捨て「開国」観念を採るようになったと言うのである。横井小楠が1869年(明治2)12月初旬に暗殺された頃には、「尊皇攘夷」「鎖国」が正義であった。しかし1872年(明治5)になると真逆の「開国」が正義、流行となる。西洋の「万国公法」を新時代の普遍的価値と認めたことが価値観の転換を引き起こしたのであるが、根底には当時の日本人の黒船来航以来の欧米への恐怖感、植民地となることへの限りない恐怖感があった。ぼやぼやしていると清国のようにになってしまう。当時の人々の恐怖心が新しい時代を容認し、西洋に学び追いつこうとする気持ちをかきたてたのである。欧米に対する恐怖心は後に外国人の「内地雑居」をめぐる論争となって現れたし、キリスト教への弾圧、1891年(明治24)の天津事件などもその現れである。

「万国公法」、「公法」観念の流行にはプラス面とマイナス面の両面がある。

「公法」観念のプラス面については、吉野作造の次の言辞を引用して述べてみたい。吉野は「公法」観念の流行を念頭に置くと「我々の先輩が自主自由とか天賦人權とかに異常の熱情を有つたわけがまた能く分る。」⁽⁹⁾と言ひ、続けて「明治初期の民間志士」の「真面目さ」=純粹性に言及する。「殉教的と云つては少し誇張に失するだらうけれど、明治初期の民間志士の間には、確かに今日の政治家達に見られぬ真面目さがあつた。その行動の外形を見れば、中には随分輕佻浮薄なものもないではないが、概していふに、彼等はその東奔

西走の裡に、ともかく一種の道徳的熱情を湛へ、且つ私をすてて公に殉ずるといふ精神的安心をも感得してゐたやうだ。是れ思ふに封建時代に訓練された所の「道」に対する気持ちを、直に移して自由民権等の新理想に捧げたためではなからうか。而してこの二つの態度の橋渡しをしたものは、実に「公道」観念の流行であつたと考へる⁽¹⁰⁾。「公道」(=「公法」)観念の流行が封建時代に訓練された所の「道」に対する気持ちと自由民権等の新理想の橋渡しをしたというのである。「公道」(=「公法」)観念が旧から新への移行をスムーズにしたと吉野は考へている。これは「公法」観念のプラス面である。

吉野の明治文化研究は明治寡頭政及び自由民権運動をいわば「歴史の相の下に」相対化することによって、大正デモクラシーの正当性及び必然性を論証しようとする意図に動機づけられていた⁽¹¹⁾。吉野は自由民権運動を「時勢の必要」に先駆けたものと考えていたが、上記引用のように「一種の道徳的熱情を湛へ、且つ私をすてて公に殉ずるといふ精神的安心をも感得してゐた」ことを高く評価していたように思われる。同様のことは旧に属する武士道精神=武士的精神についても言え、武士の品性や気節、自己献身的、公共的精神が明治時代でも明治精神のバックボーンとして大いに生かされたということも事実であろう⁽¹²⁾。

また、「公法」概念のプラス面として、旧から新へのスムーズな移行、少なくとも内訌(内輪の闘争)を回避しえたということが挙げられよう。

では、「公法」観念のマイナス面は何か。「公法」=「万国公法」は西洋の「公法」である。日本がその「万国公法」を採るということは旧来の、中国の「先王の道」を捨てるということである。次にこの問題について考へてみたい。問題を考へる手がかりとして次に、明治以来の日本の対外関係や日本が幕末から明治末年までに結んだ条約を取り上げて考へてみたい。

1854年(安政元)、日本の徳川幕府はアメリカとの間に日米和親条約を結ぶ。その前年、ペリーが軍艦4隻を率いて浦賀に現れ、大統領の国書を提出して日本の開国を求めた。幕府はペリーの強い態度に押され、国書を受け取り、いったんペリーに日本を去らせる。続いてロシアの使節プチャーチンが長崎に来て開国を要求する。老中主席の阿部正弘は慣例を破り朝廷に報告し、諸大名にも意見を述べさせる。こうした措置は朝廷の権威を高め、諸大名に発言の機会を与え、幕政を転換させる契機となった。(同種の、下の者に何かを許す例に、日本国民に近代的政治意識の発生を促した第一の原因である当時の明治政府が率先して「政道」を自家の掌中から民間に開放したこと⁽¹³⁾が挙げられる。日本の場合、全くの専制、上下の区別を好まない傾向を持つことには注意したい。)

翌年、ペリーは再び軍艦7隻を率いて来航し、条約締結を幕府に迫る。幕府はその威

庄に屈して日米和親条約を結び 1.アメリカ船が必要とする燃料、食糧などの供給 2.難破船や乗組員の救助 3.下田・函館の 2 港を開いて領事の駐在を認めること 4.アメリカに一時的な最恵国待遇を与えること——などを取り決めた。続いてイギリス・ロシア・オランダとも同様の内容の和親条約を結んで、鎖国政策は崩れ去る。1856 年（安政 3）、下田総領事ハリスは通商条約の締結を求めた。幕府の堀田正睦^{まさよし}は条約調印の勅許を朝廷に求めたが、朝廷では攘夷の空気が強く勅許が得られなかった。ハリスはイギリス・フランスの脅威を説き、通商条約の調印を強く迫った。大老井伊直弼^{なおすけ}は勅許を得ることなく、1858 年（安政 5）6 月、やむなく日米修好通商条約に調印する。この条約には神奈川県等の開港とともに領事裁判権を認め、日本の関税についても相互で協定して決める（協定関税）という条項を含んでいた上に、日本が自主的に改正できない不平等条約であった。幕府は続いてオランダ・ロシア・イギリス・フランスとも同様の条約を結んだ。この後、日本は不平等条約の改正に 50 年の歳月を要することとなる。

貿易は 1859 年（安政 6）から横浜、長崎、函館の 3 港で始まる。横浜が輸出入額が圧倒的に多く、取引相手国ではイギリスが首位に立った。日本と外国の金銀の比価が異なったため、多量の金貨が一時、海外に流出し、幕府は貨幣を改鑄^{かいちゆう}して防いだが、却って物価上昇に拍車をかけることとなった。貿易に対する反感も高まり、激しい攘夷運動が起こる原因となった。

イギリスを始めとする欧米の軍事力を知った薩摩藩や長州藩は攘夷を捨てて開国を採り、倒幕で一致し、1866 年、薩長同盟を結ぶ。幕府も時代の流れには逆らえず、土佐藩の勧めで 1867 年（慶応 3）、慶喜が大政奉還を行う。1868 年（明治元）1 月、鳥羽・伏見の戦い、3 月五箇条の御誓文、4 月江戸開城、翌 1869 年 5 月五稜郭陥落と続き、1871 年（明治 4）廃藩置県の断行で府知事・県令が新たに中央政府より任命され、国内の政治的統一が完成する。

対外的に、朝鮮国との国交正常化は明治政府が発足早々に抱え込んだやっかいな外交課題であった。江戸時代、朝鮮は徳川幕府の殆ど唯一の国交相手で、日本で将軍が位を継ぐと朝鮮から通信使（祝賀使節）（筆者注：「通信」は信義を通じるという意味。）が来日し、それは日朝間文化交流の貴重な機会となった⁽¹⁴⁾。

この通信使の仲介は対馬藩主宗氏^{そう}が担当した。それに対して、宗氏は幕府から朝鮮貿易独占の特権を与えられ、朝鮮からは釜山草梁項に「倭館」を貸与されて、外交や朝鮮貿易の窓口とした。米のあまりとれない対馬藩にとって朝鮮貿易は藩の生命線であった。

明治維新で徳川幕府が倒れると、日朝国交はとぎれる。対馬藩は困惑し、1868 年（慶応 4）5 月、藩士大島正朝^{まさとも}が藩主名で政府に長文の意見書を提出し、朝鮮外交の困難さを強調

するあまり、朝鮮の頑迷さと無礼さを課題に言い立てる。新政府の首脳は無礼だという先入観を持ち、更に日本政府からの国交再開申し入れの国書を従来のものと書式が違うとして朝鮮が受け取りを断ったことがその先入観をいっそう強めた⁽¹⁵⁾。

朝鮮側の日本側国書受け取り拒否の背景には清朝皇帝と朝鮮国主の冊封（=冊（天子が下す任命書）を封ずる）=朝貢関係があった。日本の国書には天皇政府の成立を意味した「皇上登極」という表現があったが「皇」の文字は中華（清朝）のみを表すのであり、こうした日本の国書を受け取り清朝から叱責されるのを朝鮮ははばかった⁽¹⁶⁾。

朝鮮は無礼である、だから朝鮮討つべしと「征韓論」にまで拡大したのは参与木戸孝允である。大島正朝は幕末から木戸と親しかったことから、朝鮮が無礼だから日朝関係がうまくいかないかと木戸に吹き込む。1863年（文久3）4月27日に大島は木戸と勝海舟を訪れ、攘夷のエネルギーを朝鮮に向けることを臭わせたが勝はアジア連合論を説き、否定する。勝海舟にはこれより最晩年の日清戦争期までアジア侵略的要素は皆無である⁽¹⁷⁾。

1869年（明治2）1月、木戸は副総裁岩倉具視に朝鮮に使節を送り、無礼を問い、服さないなら「その土を攻撃」せよと建言し、更に軍務官副知事大村益次郎に「天下の風俗を一変」するために釜山を足がかりに侵略区域を広げよと具体的方策を示した手紙を送る。これが明治征韓論の発端である⁽¹⁸⁾。木戸の征韓論は「天下の風俗を一変」すること、つまり内政上の理由のために対外政策を利用しようとするものであったようだが、木戸の地位と名声の影響力には無視できないものがあつた。

1869年（明治2）7月の版籍奉還によって、政府は諸大名から領土権を回収した。対馬藩は厳原藩に改められたが、政府は宗氏から朝鮮通行仲介の特権を接收して外務省の指揮下に置いた。外務省の担当者が草梁倭館を訪問するが、朝鮮側は接触を拒否する。大島正朝は厳原藩の権大参事（副知事）となったが、自藩の既得権益維持のために幹伝官（朝鮮語通訳官）浦瀬裕に釜山で下工作にあたらせ、浦瀬は天皇や国王は棚上げして「両国政府同士の通行」ということにすれば「双方対等」になりよいのではないかと朝鮮側にもちかけ、朝鮮側もこの提案に乗ってくる。しかし、たまたま日本駐在北ドイツ連邦代理公使ブランドの乗った軍艦ヘルタ号が国交を求めて釜山に入港し、朝鮮側は驚く。この船にはドイツ側の依頼によって日本外務省館員や厳原藩の関係者が同乗していたので、日本が「洋夷」と通じていると朝鮮当局は疑い、せつかくまとまりかけた浦瀬の提案も覆してしまう。悪循環によって日本朝鮮双方の相手への感情は次第に悪化し、日本国内に征韓論の影響が広がっていく⁽¹⁹⁾。

外務省は苦慮の中から華夷秩序を利用した迂回策を編み出す。日本と清の間で（当時、国交がなかった）条約を結んで対等な関係を作れば、清を宗主国と仰ぐ朝鮮は「皇」の字

を用いた日本の国書を拒否できなくなり、日朝国交正常化の道が開けるはずだと考えた。こうして朝鮮問題は清との国交開始外交へと発展していく⁽²⁰⁾。

1870年(明治3)8月、日本政府は、外務権大丞柳原前光らを清に派遣し、清に条約締結を申し入れる。しかし、清国政府内では保守派の英翰が日本はもともと「臣服朝貢之国」であり、かつての倭寇の苦い経験からも信用できる相手ではない等を理由に、日本と条約締結することに反対する。これに対して洋務派の李鴻章は日本は朝貢国ではなかったし、日本の要望をかなえてやって欧米に対抗する上での味方に引き寄せるのが得意だ、反対に日本の要望を断れば日本を欧米側に追いやることになるから清にとって不利だと力説し、李の意見が採用されることになる。その結果、李鴻章が全権代表となり、日本側全権伊達宗城と交渉し、清側が用意した草案に基づいて1871年(明治4)9月13日、対等平等な日清修好条規が結ばれた⁽²¹⁾。対等平等というのは最恵国待遇条項がなく、領事裁判権も相互に認め合うという内容のことを指す。

日清修好条規には次のような見解もある。李鴻章は「条約」と「条規」を意識的に使い分け、「日本とは特別な関係があるから(“最近隣”)西洋諸国との条約とは違う「条規」を結ぶべきだと主張した。つまり対欧米外交と対日外交を自覚的に区別した。不平等な条約関係とは別個の対等な条規関係を目指し、更に西洋列強に対抗する「外援」も期待したに違いない⁽²²⁾という見解である。(東)アジア連合論である。

(東)アジア連合論には(現在と同じで)疑義が出される。日清修好条規の第二条に対して欧米各国から疑義が寄せられたのである。第二条は「若し他国より不公及び輕藐する事有る時、其知らせるを為さば、何れも互いに相助け、或は中に入り程克く取り扱ひ、友誼を敦くすべし。」という内容であり、欧米各国から日清攻守同盟ではないかとの警戒の声が挙がる。当時の外務卿岩倉具視は対欧米条約改正を控えて欧米からの疑惑に神経過敏になり、第二条の修正をはかるが、後任の副島外務卿は李鴻章に実施もしないうちに条約を改訂するのは不見識極まると峻拒され、あっさり撤回する。そして、批准交換の具体的な日時と場所の決定の運びとなる。しかし、岩倉外務卿が欧米各国からの日清攻守同盟嫌疑に取り越し苦労したため、同条規の批准発効が遅れたので日清修好条規はすぐには朝鮮問題の打開に役立たなかった⁽²³⁾。日本が欧米の目を最も気にするのは明治以来のことである。現在でも何も変わっていない。現在は日本の官僚から政治家までその主流はアメリカの機嫌を損ねないよう、極度に神経過敏になっている。アメリカも日本と中国、コリアが仲良くなれない方がいいから、小競り合いを内心、歓迎している。

1874年(明治7)5月、陸軍中将西郷従道が指揮する日本軍約36000名が台湾内部に上陸し、先住民高砂族の居住地を武力で掃討する。出兵理由は1871年(明治4)11月、琉

琉球の人民が台湾の「蕃地」（先住民地域）に漂着した際、54名が先住民に殺害された、1873年（明治6）小田県（現在、岡山市の一部）の人民4名が漂着して、先住民から暴行略奪を受けた、加害先住民を懲罰し、我が人民の航海上の安全を確保する措置を講じるために出兵した（5月19日、太政大臣三条実美によって国内に布達された出兵理由）というものであった⁽²⁴⁾。

これに対して清朝政府は台湾は清国領土であるから武力侵入は日清修好条規違反である、速やかに撤兵せよと嚴重なる抗議を日本政府に申し入れた。日清関係は緊張した。日本政府は参議兼内務卿大久保利通を全権代表として北京へ派遣し交渉にあたらせた結果、10月31日「日清両国間互換條款」が成立し、清国が事実上の償金50万^{テール}両を提供するのと引き換えに日本側が撤兵することで話がついた。日本軍は12月に撤退する。以上が台湾出兵のあらましである⁽²⁵⁾。

これは台湾出兵の事実のあらましであるが、出兵のより深い意味、理由は何であったろうか。ある識者は次のように説明する。三条不在のどさくさにまぎれて即席に発起され、岩倉——大久保ラインの気に入らない者を一気に排除した荒療治、クーデターが明治6年の政変の真相であった⁽²⁶⁾。台湾出兵はその明治6年の政変の誤算（西郷を失ったこと）に危機感を抱いた大久保利通が西郷従道や大隈重信と組んで、台湾先住民地域を獲得しようと強引に推進した暴挙（官製倭寇）と言うべきである⁽²⁷⁾。大久保に台湾領有意欲は希薄だった云々というおなじみの「学説」は歴史上の事実と合致しないと言う。出兵までの経過を客観的にたどると、そうした解釈が歴史上の事実と合致しないことが明白だとする。そもそも西郷の真意はロシア帝国の圧力に日韓協力して対抗すべく、朝鮮との国交正常化と友好関係を深めることにあり、征韓論ではなかった。明治6年の政変における大久保の真の標的も西郷ではなかった。政変直後、反政府エネルギーなるものはまださして表面化していなかったから「反政府エネルギーを海外へ放散するため・・・」という仮設も成立困難である。（ここは人によって意見が異なる。少なくともこの考えは通説ではない。）大久保は終始一貫して台湾出兵→領有に意欲的で大久保が「内治優先」だったとする証拠を見つけるのは困難である。木戸孝允が参議を抗議退職し、同じく伊藤博文が出兵に消極的であったのと対比したとき、大久保の出兵への積極性は際だっている⁽²⁸⁾とする。琉球民遭難事件から2年半も経った時期に国際法上の根拠も確かとは言えない冒険的海外派兵を敢えて強行した理由を大久保の危機感による暴挙に見出す考えは一定の説得力がある。

1874年（明治7）1月14日、政変に怒った高知県士族武市熊吉^{たけちくまきち}らが赤坂喰違^{あかさかぐい}で岩倉を襲い、岩倉に軽傷を負わせた。同月17日には前参議板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣らが民選議院設立建白書を左院に提出し自由民権運動の火蓋を切る。政府に対す

る風あたりは強くなり、大久保らはともかく目に見えるパフォーマンスを大急ぎで提出する必要に迫られた⁽²⁹⁾。三条太政大臣、大隈参議権大蔵卿、副島種臣、大久保らの間で相談の結果、2月6日、大久保・大隈連名で「台湾蕃地処分要略」全九カ条を答申して、閣議で決定を見る。台湾出兵は国策となったのである⁽³⁰⁾。

閣議決定した「台湾蕃地処分要略」の第一条は次の通りである。「台湾土蕃の部落は清国政府政権およばざるの地にして、その証は従来清国刊行の書籍にも著しく、ことに昨年、前参議副島種臣使清の節、彼の朝官吏の答えにも判然たれば、無主の地と見なすべきの道理備われり。ついては我が藩属たる琉球人民の殺害せられしを報復すべきは日本帝国政府の義務にして、討蕃の公理もここに大基^{たいき}を得べし。然して処分に至りては着実に討蕃撫民の役を遂げるを主としその件につき清国より一二の議論生じ来たるを客とすべし」⁽³¹⁾。「無主の地」として清国領土と見なされる台湾先住民地域（蕃地）に対して、琉球人民遭難への「報役」を行うのが台湾出兵の基本方針であった。この「要略」第一条は明治維新で発足した近代日本国家による最初の海外への武力行使方針の決定であった⁽³²⁾。

日本の台湾出兵に対して清国政府の態度は日本政府の予想以上に強硬であった。1874年(明治7)6月24日、清国皇帝は日本の台湾への出兵は日清修好条規違反だから即時撤兵を要求せよ、従わないなら罪を明示の上、討伐せよと李鶴年らに勅命を下す。しかし、衰退していた清朝には討伐など実際はできることではなかった。清国政府は一万人以上の軍隊を台湾に増派したが、やろうと思えば容易に討伐できるはずの、マラリアに苦しむ日本遠征軍三千人を放置したまま、何も手出しをしなかったのである⁽³³⁾。

駐清イギリス公使ウェードが仲介役に入り、1874年10月27日、調停案を日清双方に受諾させるのに成功する。10月31日、日清両全権は「互換条款」三カ条と「互換憑單^{ひょうたん}」に調印し、ここに台湾事件は解決する。「互換憑單」では清国は「撫恤銀^{ぶじゆつ}」10万両を即時払い、「蕃地」道路・建物への報償40万両を日本側の撤兵完了と同時に支払うこと、撤兵期限は12月20日とすることが取り決められた⁽³⁴⁾。つまりは、日本側は償金と明示されなかったが、50万両と引き換えに台湾占領地を放棄することで問題にけりをつけたのであった。

清国から受け取った50万両は日本貨幣に換算すれば約77万円、それに対して遠征費用は約362万円、軍隊輸送用船舶購入費等を合算すれば、771万円余、貧弱な日本政府財政にとって過大な負担であり、国民に課された重荷は多大であった⁽³⁵⁾。

日本の台湾出兵によって清国は①条約を結んだばかりの友好国家日本に裏切られたという思いを持ち、②小国だと軽蔑していた日本の敵対行為になすすべがなかった自分の無力さを痛感させられた。清朝政府は対日戦備の強化拡充に着手する。李鴻章の北洋陸海軍は

その中核であった。ここに日清戦争の種はまかれたのである⁽³⁶⁾。

(Ⅱに続く)

〔注〕

- (1)高坂正顕 (1999) pp. 68-73 にもとづく。
- (2)高坂 (1999) p.70
- (3)高坂 (1999) pp.71-72
- (4)1927 年 (昭和 2) 発表。吉野作造 (1995) 『吉野作造選集』 (=以下『選集』と略す。) 11 岩波書店 pp.223-289
- (5)松本三之介 (1995) (1995) 『選集』 11 p.379
- (6) 吉野作造 「我国近代史に於ける政治意識の発生」 (1995) 『選集』 11 p.227
- (7) 吉野作造 「我国近代史に於ける政治意識の発生」 (1995) 『選集』 11 pp.226-227
- (8) 吉野作造 「我国近代史に於ける政治意識の発生」 (1995) 『選集』 11 p.227
- (9) 吉野作造 「我国近代史に於ける政治意識の発生」 (1995) 『選集』 11 p.227
- (10) 吉野作造 「我国近代史に於ける政治意識の発生」 (1995) 『選集』 11 pp.227-228
- (11)三谷 (S.47) 責任編集 三谷太一郎 (S.47) p.47
- (12)明治精神のバックボーンとしての武士道精神=武士的精神については松本三之介 (1993) pp.23-26 を参照のこと。
- (13)吉野作造 「我が国近代に於ける政治意識の発生」 (1995) 『選集』 11 p.225
- (14)毛利敏彦 (1996) pp.66-67
- (15)毛利敏彦 (1996) pp.67-68
- (16) 毛利敏彦 (1996) p.68
- (17)松浦玲 (2010) pp.214-215
- (18)毛利 (1996) p.69
- (19)毛利 (1996) p.72
- (20)毛利 (1996) p.73
- (21)毛利(1996)p.74
- (22)毛利(1996)pp.192-194
- (23)毛利 (1996) pp.6-7,p.74
- (24)毛利 (1996) まえがき i
- (25)毛利 (1996) まえがき i - ii
- (26) 毛利 (1996) pp.115-116

- (27) 毛利 (1996) pp.142)
- (28)毛利(1996)pp.141-142
- (29)毛利(1996)p.123)
- (30) 毛利(1996)p.123-124
- (31) 毛利(1996)p.124 -125
- (32) 毛利(1996)p.125
- (33) 毛利(1996)p.151
- (34) 毛利(1996)p.167-168
- (35) 毛利(1996)p.170
- (36) 毛利(1996)p.174

〔引用文献・参考文献〕

- (1)高坂正顕 (1999)『明治思想史』燈影舎
- (2) 吉野作造 (1995)『吉野作造選集』11 岩波書店
- (3)松本三之介 (1995)〈解説〉吉野作造と明治文化研究 (1995)『選集』11 所収
- (4)「我国近代史に於ける政治意識の発生」(1995)『選集』11 所収
- (5)三谷 (S.47)「思想家としての吉野作造」責任編集 三谷太一郎 (S.47)『日本の名著 48 吉野作造』中央公論新社 所収
- (6) 責任編集 三谷太一郎 (S.47)『日本の名著 48 吉野作造』中央公論新社
- (7)松本三之介 (1993)『明治精神の構造』岩波書店〔同時代ライブラリー165〕
- (8)毛利敏彦 (1996)『台湾出兵 大日本帝国の開幕劇』中央公論社 中公新書 313
- (9)松浦玲 (2010)『勝海舟』筑摩書房